

日の丸・君が代訴訟

減給以上処分「慎重に」

1/17 京都

最高裁初判断

一部取り消し

学校行事で日の丸へ向かっての起立や君が代の斉唱などを拒否し、地方公務員法に基づく懲戒処分を受けた東京都の公立学校の現・元教職員計約170人が処分取り消しなどを求めた訴訟3件の上告審判決で、最高裁第1小法廷（金築誠幸裁判長）は16日、「戒告を超える減給以上の処分の選択には慎重な考慮が必要」との初判断を示した。（3、28面に関連記事、6面に判決要旨）

その上で、停職の2人（うち1人と減給職の別の1人と、残る1人に対する処分は「裁量権の乱用で違法」と取り消した。停職された原告に関しては、最高裁は昨年、起立・斉唱を拒否した校長の職務命令については合憲としたが「思想、良心の自由を間接的に制約する面がある」とし、凶谷次第で処分が違法となる可能性を否定し、慎重な運用を求めた形となった。

判決を受けて大阪府の松井一郎知事は、橋下徹大阪市長率いる「大阪維新の会」が府議会に提出した、同一職務命令違反3回で

日の丸判決
君が代訴訟

現場の萎縮くいと止め

原告評価、無念さをも

1/17 京都

「処分」に一定の歯止めをかけた。16日、最高裁で停職が取り消された元教諭は記者会見で胸を張った。学校行事で君が代斉唱時の不起立などをめぐる処分取り消しを求めた訴訟。一方、過去の卒業式の行動から同じ停職でも敗訴が確定した原告は無念さを訴えた。

停職処分が取り消された元教諭河原井純子さん（61）は東京・霞が関の司法記者クラブで会見し、今も続く京都教育委員会による処分を意識して「現職の人たちの背中を押せた。萎縮している現場で停職への歯止めになる」と評価。職務命令違反3回で免職とする大阪府の教育基本条例案に対しても「暴走にブレーキがかけられる

はず」と期待した。判決は補足意見で都教委を強く批判。減給処分が取り消された元教諭の渡辺厚子さん（61）も「処分の累積は許さないと判断が示されたことは大きな勝利」と笑顔を見せた。ただ、判決直後、最高裁前で原告団が掲げ

職務命令の精査必要
右崎正博・独協大法学大学院教授（憲法）の話 実際には行事の進行になら妨げにならないにもかかわらず、起立や斉唱など出す必要のない職務命令が、従われないことを承知で発せられ、個々の教員の思想・良心があまり出されている。憲法19条が保障する思

た幕の文字は「分断判決」「一部勝訴」。過去に国旗を引き降ろしなどとして停職取り消しが認められなかった元教諭根津亨子さん（61）は「子どもたちの教育を考へての行爲だった。裁判官にその思いが届かなかったことは非常に悔しい」と肩を落とした。

想・信条の自由は基本的的人権の根底に位置付けられるべきものだ。職務命令に合憲判断を示しているのは承知しているが、最高裁はこの裁判を処分の程度問題に矮小（わいしょう）化せず、もう少し正面から取り上げるべきだ。職務命令の発せられ方を憲法的な観点からもう一度精査する必要がある。

免職対象とする教育基本条例案の規定を見直す考えを示した。判決は、起立、斉唱しない行爲を「学校行事の秩序や雰囲気を一定程度損なう一方、個人の歴史観や世界観に基づき、積極的な式の妨害もない」と位置付け、懲戒については「行爲の性質を踏まえ

を妥当と判断。停職の別の1人と減給の原告は過去の懲戒歴に不起立以上の積極的な妨害行爲はないとして処分を取り消した。戒告は「懲戒の中で最も軽く、裁量権の乱用に当たらない」とした。裁判官5人のうち金築裁判長ら4人の多数意見による結論。桜井博子裁判

た慎重な対応が必要」と指摘。過去1、2年に不起立のような行爲で受けた数回の処分歴では停職や減給の理由としては足りないと例示した。これらの点を踏まえ、今回のケースを検討。過去の卒業式で国旗の掲揚妨害や引き降ろしをした1人は停職

官（行政官出身）は補足意見で、不起立行爲の1回目は戒告、2、3回目は減給、4回目以降は停職と加重していく都教育委員会の懲戒を一機械的で問題がある」と批判。宮川光治裁判官（弁護士出身）は反対意見を述べ、処分は全て違法で取り消すべきだとした。

「日の丸」君が代「最高裁判決」

学校行事で君が代を斉唱し、日の丸に
向かい起立するよう求める職務命令。16
日の最高裁判決は、従わぬ教職員への

処分に一定の歯止めをかけた。大阪府で
起立を義務付ける条例を成立させた大
阪維新の会は、その間同一の職務命令
違反3回で免職対象とする条例案も提出
しているが、早くも見直しの動きが出て
きた。

大阪の条例案に影響

府教育委員会は17

日、条例を踏まえ、府

50代女性教員は「処分

には慎重な考慮が必要

と、いつ判断は当然」と

を由り決定。樺下市長は

「大阪府高槻市の中学

校に勤める50代の男性

教員は「こんなユニ

フォームになってしま

うと危憤。「罰則で

教職員の思想信条を封

じ込める必要はあるの

か。上の意見を拾った

「条例案に反省を迫っ

たのは判決のある種

なる」と警鐘を鳴らし

た。

「私の停職が取り消

された(大阪府)を引

き上げてきたが、

条例案をどうまらせる

ことができないと思っ

ていた。判決で処分が

見もあつた。

取り消された元教師の

幹部の一人は「厳罰

に受け止める」とする

一方、「何度も『立ち

なさい』と使われて

唱、起立の徹底を運

して以来、停職16人、

減給76人を含む延べ4

37人の処分者を出し

てきた東京都教育庁。

停職処分が認められな

い可能性があると是想

定していたが、減給処

分も取り消すとの判決

に、慌だしくコソク

トを出した。

都教育庁は、不起立

1回で戒告、2、3回

斉唱時の起立斉唱を教

職員に義務付ける全国

初の条例が成立した大

阪府。

「大阪維新の会」主

導で昨年6月、君が代

を示した。奥平康弘東

日、規定を掲出す考え

を述べた。奥平康弘東

日、規定を掲出す考え

を述べた。奥平康弘東

「命令違反3回で免職対象」

松井知事、見直し意向

も念頭に、同一の職務

命令違反を3回繰り返

した。一方、大半の原告の

対象とする」と明記。知

事はこの規定に関し

たことから「ルールを

守らない公務員が処分

大阪府の松井一朗知
事は16日、君が代斉唱
条例案の規定を掲出す
の権者の声などを踏
まえ、府教育委員会と
修正協議し新たに知事
提議する方針だ。
「それらも含む形で処
分規定を決めていき
た最高裁判決に関し
の停職処分を取り消し
る意向を明らかにした。
「それは似合う形で処
分規定を決めていき
た最高裁判決に関し
の停職処分を取り消し
る意向を明らかにした。
「それは似合う形で処
分規定を決めていき
た最高裁判決に関し
の停職処分を取り消し
る意向を明らかにした。

最高裁判所小法廷が16日言い渡した3件の「日の丸・君が代」訴訟の判決要旨は次の通り。

【不起立の評価】不起立行為は職務命令違反であり、式典の秩序や雰囲気を一程度度損なう。他方、動機や原因は教職員個人の歴史観ないし世界観などに起因するもので、積極的な妨害ではなく、物理的に式典の進行も妨げない。どの程度の支障や混乱をもたらしたか、客観的な評価も困難だ。

【処分の変遷】教職員に対する職務命令は合憲であり、その違反に対し、規律違反の責任を確立して将来を戒める「戒告処分」は、直接の職務上な

観念上著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を超えて違法。停職処分を受けたもう1人は、国旗掲揚の妨害を引き降ろし、再発防止研修でのゼッケン着用をめぐり抗議といった積極的な妨害による処分を含め5回の懲戒処分を受け、校長を批判する文書心理的に追い込まれ、不利益の増大を受容するか、信条を捨てるか手当は10%減額され、昇給も延伸の選択を迫られる。方針は懲戒権を逸脱している。

【金銭制裁裁判官の権定意見】職務命令が合憲とする私の意見は昨年6月の（日の丸・君が代）訴訟で最高裁判決で述べた通り。が少なくとも、全国的には不起立で懲戒処分をする地域は少ない。裁

【桜井護子裁判官の補足意見】給処分は重きに失し、違法。式典の進行を妨害していない。職務命令に違反した行為であり、その後の事実確認に関する校長の職務命令に違反した行為であり、

【宮川光治裁判官の反対意見】裁量権の行使に不当な裁量行使が認められ、裁量権の濫用が認められる。裁量権の行使に不当な裁量行使が認められ、裁量権の濫用が認められる。

【不起立の法的性質】不起立は職務命令違反であり、式典の秩序や雰囲気を一程度度損なう。他方、動機や原因は教職員個人の歴史観ないし世界観などに起因するもので、積極的な妨害ではなく、物理的に式典の進行も妨げない。どの程度の支障や混乱をもたらしたか、客観的な評価も困難だ。

いし給与上の不利益を及ぼすものや不起立の前後の態度などに鑑み、学校の規律や秩序保持などの必要性と、処分による不利益の内容及びの釣り合いを保つ観点から、停職や減給とする相当性を基礎づける具体的な事情が必要だ。不起立のみでは相当性に足り

【日の丸・君が代】訴訟判決要旨

【本件への当てはめ】不起立は給与の一部を支給。両処分ともに将来の昇給にも影響が及ぶ。卒業式、入学式の際に処分を受けることは、給与の減給に相当するものとしておろさず、処分の加重を根拠付

【不起立の法的性質】不起立は職務命令違反であり、式典の秩序や雰囲気を一程度度損なう。他方、動機や原因は教職員個人の歴史観ないし世界観などに起因するもので、積極的な妨害ではなく、物理的に式典の進行も妨げない。どの程度の支障や混乱をもたらしたか、客観的な評価も困難だ。

【不起立の評価】不起立行為は職務命令違反であり、式典の秩序や雰囲気を一程度度損なう。他方、動機や原因は教職員個人の歴史観ないし世界観などに起因するもので、積極的な妨害ではなく、物理的に式典の進行も妨げない。どの程度の支障や混乱をもたらしたか、客観的な評価も困難だ。

【不起立の法的性質】不起立は職務命令違反であり、式典の秩序や雰囲気を一程度度損なう。他方、動機や原因は教職員個人の歴史観ないし世界観などに起因するもので、積極的な妨害ではなく、物理的に式典の進行も妨げない。どの程度の支障や混乱をもたらしたか、客観的な評価も困難だ。

【不起立の評価】不起立行為は職務命令違反であり、式典の秩序や雰囲気を一程度度損なう。他方、動機や原因は教職員個人の歴史観ないし世界観などに起因するもので、積極的な妨害ではなく、物理的に式典の進行も妨げない。どの程度の支障や混乱をもたらしたか、客観的な評価も困難だ。

【不起立の法的性質】不起立は職務命令違反であり、式典の秩序や雰囲気を一程度度損なう。他方、動機や原因は教職員個人の歴史観ないし世界観などに起因するもので、積極的な妨害ではなく、物理的に式典の進行も妨げない。どの程度の支障や混乱をもたらしたか、客観的な評価も困難だ。

【不起立の評価】不起立行為は職務命令違反であり、式典の秩序や雰囲気を一程度度損なう。他方、動機や原因は教職員個人の歴史観ないし世界観などに起因するもので、積極的な妨害ではなく、物理的に式典の進行も妨げない。どの程度の支障や混乱をもたらしたか、客観的な評価も困難だ。